



宮 崎 県 公 報

平成23年12月8日(木曜日) 第2344号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定……………(医療業務課) 1
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間を定める
告示……………(水産政策課) 1
- 道路の区域の変更(7件)……………(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(5件)……………(“ ”) 3

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 4
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(蛸・鱈・鮫課) 4
- ふぐ処理師試験の実施……………(衛生管理課) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村整備課) 5
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(“ ”) 6
- 建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令……………(管理課) 6
- 正 誤
- 平成23年9月26日付け県公報(第2323号)中……………7

告 示

宮崎県告示第 979号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。
平成23年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原5200番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

宮崎県告示第 980号

宮崎県漁業調整規則(昭和39年宮崎県規則第23号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、同規則第25条第1項の規定により漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度が定められた漁業(漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第3項の規定により知事が許可することができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業を含む。)の許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成23年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請期間

平成24年1月4日から平成26年12月26日まで。ただし、各漁業種類ごとの漁業の許可の有効期間の満了日の1箇月前の日から当該有効期間の満了日の1箇月後の日までを除く。

宮崎県告示第 981号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月8日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
12	県道	都城東環状線	都城市五十町4652番1地先から同市梅北町1015番1地先まで	旧	10.0～300.0	3160.0
			都城市平塚町4868番1地先から同市梅北町158番地先まで		4.6～26.6	3885.0
			都城市五十町4652番1地先から同市梅北町1015番1地先まで	新	10.0～300.0	3160.0

宮崎県告示第 982号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月8日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 雪車塚1987 番5地先か ら同市同町 下三ヶ字矢 櫃1984番3 地先まで	旧	4.6 ~ 34.1	572.5
				新	5.3 ~ 34.1	560.4

宮崎県告示第 983号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月 8 日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字南高 鍋字光音寺 7175番1地 先から同郡 同町同大字 同字7182番 1地先まで	旧	13.0~ 33.0	210.0
				新	13.0~ 33.0	210.0

宮崎県告示第 984号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月 8 日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字広瀬 1060番18地 先から同郡 同村同大字 同字1062番	旧	5.5 ~ 18.8	17.1
				新	6.3 ~ 18.8	17.1

			9地先まで		
--	--	--	-------	--	--

宮崎県告示第 985号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月 8 日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字広瀬 1062番9地 先から同郡 同村同大字 同字1062番 9地先まで	旧	4.4 ~ 6.0	24.5
				新	4.7 ~ 10.0	25.0

宮崎県告示第 986号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月 8 日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字大内 5957番1地 先から同郡 同町同大字 同字5959番 1地先まで	旧	4.4 ~ 13.0	57.0
				新	6.8 ~ 15.4	51.5

宮崎県告示第 987号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月 8 日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
348	県道	清武停 車場線	宮崎市清武 町船引字下 論田 515番 6 地先から 同市同町船 引同字 515 番 6 地先ま で	旧	10.8～ 23.6	104.4
				新	14.0～ 28.6	104.4

宮崎県告示第 988号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年12月 8 日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字南高 鍋字光音寺 7175番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字7182番 1 地先まで	平成23年12月 8 日

宮崎県告示第 989号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年12月 8 日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字広瀬 1060番18地 先から同郡 同村同大字 同字1062番 9 地先まで	平成23年12月 8 日

宮崎県告示第 990号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年12月 8 日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字広瀬 1062番 9 地 先から同郡 同村同大字 同字1062番 9 地先まで	平成23年12月 8 日

宮崎県告示第 991号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年12月 8 日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字大内 5957番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字5959番 1 地先まで	平成23年12月 8 日

宮崎県告示第 992号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年12月 8 日から平成23年12月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
348	県道	清武停車場線	宮崎市清武町船引字下論田 515番6地先から同市同町船引同字 515番6地先まで	平成23年12月8日

宮崎県告示第 993号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成23年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 下八峡地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線、標柱8号と9号を町道和田・上八峡線官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡美郷町西郷区田代字下八カへ6823-2
2	〃 〃 〃 〃 〃 6823-2
3	〃 〃 〃 〃 〃 6823-4
4	〃 〃 〃 〃 〃 6822
5	〃 〃 〃 〃 〃 6822
6	〃 〃 〃 〃 〃 6822
7	〃 〃 〃 〃 〃 6822
8	〃 〃 〃 〃 〃 6847-3
9	〃 〃 〃 〃 〃 6833-1

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年11月16日	特定非営利活動法人郷の息吹	阿部 誠二	宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区黒木 5	この法人は、魅力あふれる持続可能な地域社会を作るために

36番地1

、地方の豊かな自然を保護再生しその有効活用策の中心となるグリーンツーリズム事業を地域住民と行政が協働して取り組む体制を築く。また地域の農業法人と連携して今後より一層強く求められる食の安全に適合する農林水産物を消費者サイドから支援するため、規格外品の活用を含む地元及び国内産農林水産物の消費拡大運動を展開する。それにより第一次産業を守り地域経済の発展につなげる。そこから地域の様々な魅力を国内外に発信していくことにより、地域の活力向上に寄与し、自然と共存できる美しい社会環境を構築することを目的とする。

ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により、平成23年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成23年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 試験の日時
平成24年2月16日（木曜日）及び2月17日（金曜日）
- 試験の場所
宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7 宮崎市中央公民館
- 試験科目及び試験時間
実技試験の解体除毒処理及び臓器の鑑別については、いずれかの日程となる。

種類	試験科目	日程	時間
学科試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学	2月16日 (木曜日)	午前10時から午前

	(ふぐに関する知識を含む。)		11時まで	(2) 持参するもの 筆記用具、白衣、帽子、マスク、前掛け、包丁（出刃包丁及び刺身包丁）及び作業用靴																								
実技 試験	ふぐの種類鑑別	2月16日 (木曜日)	午前11時 15分から 正午まで	11 その他 (1) 解体除毒の実技試験用のふぐは、受験者が準備すること。 (2) 合格発表は、平成24年3月1日（木曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所及び県庁ホームページにて掲示する。 (3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7077）に問い合わせること。																								
	解体除毒処理、臓器の鑑別及び 食用適否判断	2月16日 (木曜日)	午後1時 から午後 5時まで																									
		2月17日 (金曜日)	午前10時 から午後 5時まで																									
4 受験資格	次の各号のいずれかに該当する者とする。			土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。 平成23年12月 8 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣																								
(1) 調理師法（昭和33年法律第 147号）の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法（昭和22年法律第 245号）の規定により栄養士の免許を受けている者				1 就任した役員																								
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校入学資格を有する者で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくは缶詰又は瓶詰食品製造業を行う施設又は寄宿舎、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの				<table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監 事</td> <td>関 師 保 光</td> <td>宮崎市佐土原町東上那珂4995</td> </tr> </tbody> </table> <p>(任期：平成27年3月31日まで)</p>	役名	氏 名	住 所	監 事	関 師 保 光	宮崎市佐土原町東上那珂4995																		
役名	氏 名	住 所																										
監 事	関 師 保 光	宮崎市佐土原町東上那珂4995																										
5 受験手数料	7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）			2 退任した役員																								
6 受験願書の受付期間	平成23年12月19日（月曜日）から平成24年1月6日（金曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日、平成23年12月29日、同年12月30日、平成24年1月2日及び同年1月3日を除き、午前9時から午後4時まで）とし、郵送の場合は、1月6日付けの消印のあるものまで有効とする。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監 事</td> <td>清 則 幸</td> <td>宮崎市霧島3丁目77番地4</td> </tr> </tbody> </table>	役名	氏 名	住 所	監 事	清 則 幸	宮崎市霧島3丁目77番地4																		
役名	氏 名	住 所																										
監 事	清 則 幸	宮崎市霧島3丁目77番地4																										
7 受験願書の提出先	受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地（現に業務に従事していない者にあつては、その住所地）を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。			土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、庄内土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。 平成23年12月 8 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣																								
8 提出書類	<p>(1) ふぐ処理師試験受験願書 2通</p> <p>(2) 4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し 1通</p> <p>(3) 4(2)に該当する者は、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したことが及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準の科目及び時間数を記入した受講証明書 各2通</p> <p>(4) 写真（最近3箇月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの） 1葉</p> <p>(5) 受験票および写真票（返信用50円切手を貼付） 1通</p>			1 就任した役員																								
9 受験票の交付	受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事 長</td> <td>内 村 光 春</td> <td>都城市菓子野町 10141番地</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>蔵 満 貞 夫</td> <td>都城市乙房町2948番地</td> </tr> <tr> <td>会計担当 理 事</td> <td>細山田 忠 郎</td> <td>都城市乙房町1687番地2</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>吉 川 辰 男</td> <td>都城市乙房町1646番地1</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>坂 元 正 孝</td> <td>都城市関之尾町6989番地1</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>福 村 修</td> <td>都城市関之尾町5424番地</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>吉 村 嗣 義</td> <td>都城市庄内町7968番地</td> </tr> </tbody> </table>	役名	氏 名	住 所	理 事 長	内 村 光 春	都城市菓子野町 10141番地	副理事長	蔵 満 貞 夫	都城市乙房町2948番地	会計担当 理 事	細山田 忠 郎	都城市乙房町1687番地2	理 事	吉 川 辰 男	都城市乙房町1646番地1	理 事	坂 元 正 孝	都城市関之尾町6989番地1	理 事	福 村 修	都城市関之尾町5424番地	理 事	吉 村 嗣 義	都城市庄内町7968番地
役名	氏 名	住 所																										
理 事 長	内 村 光 春	都城市菓子野町 10141番地																										
副理事長	蔵 満 貞 夫	都城市乙房町2948番地																										
会計担当 理 事	細山田 忠 郎	都城市乙房町1687番地2																										
理 事	吉 川 辰 男	都城市乙房町1646番地1																										
理 事	坂 元 正 孝	都城市関之尾町6989番地1																										
理 事	福 村 修	都城市関之尾町5424番地																										
理 事	吉 村 嗣 義	都城市庄内町7968番地																										
10 受験者心得	(1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。																											

理 事	大川原 紀美生	都城市庄内町 12524番地
理 事	鍋 倉 虎 雄	都城市庄内町8595番地
理 事	長 友 博	都城市菓子野町 10721番地 1
理 事	花 村 涼 一	都城市菓子野町 11641番地
理 事	東 五 男	都城市野々美谷町2396番地 1
理 事	坂之下 昭 二	都城市野々美谷町1390番地 5
理 事	蔵 満 安 紀	都城市山田町中霧島3041番地 1
理 事	浜 田 辰 美	都城市山田町中霧島3430番地
理 事	出 水 薫	都城市夏尾町6933番地
総括監事	新 田 幸 夫	都城市庄内町 12511番地 5
監 事	新 町 政 利	都城市乙房町4093番地
監 事	吉 川 純一郎	都城市野々美谷町1359番地

(任期：平成27年11月6日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	内 村 光 春	都城市菓子野町 10141番地
副理事長	蔵 満 貞 夫	都城市乙房町2948番地
会計担当 理 事	細山田 忠 郎	都城市乙房町1687番地 2
理 事	山 崎 順 郎	都城市乙房町1769番地14
理 事	迫 田 徹	都城市関之尾町7049番地 1
理 事	福 村 修	都城市関之尾町5424番地
理 事	大川原 紀美生	都城市庄内町 12524番地
理 事	吉 村 嗣 義	都城市庄内町7968番地
理 事	鍋 倉 虎 雄	都城市庄内町8595番地
理 事	花 村 涼 一	都城市菓子野町 11641番地
理 事	平 山 節 夫	都城市菓子野町 10680番地
理 事	東 五 男	都城市野々美谷町2396番地 1

理 事	浜 田 辰 美	都城市山田町中霧島3430番地
理 事	花 原 正 二	都城市山田町中霧島3024番地
理 事	坂之下 昭 二	都城市野々美谷町1390番地 5
理 事	久保田 敏	都城市夏尾町6704番地 1
総括監事	新 田 幸 夫	都城市庄内町 12511番地 5
監 事	田 川 豊	都城市関之尾町7588番地 1
監 事	竹 森 隆 雄	都城市山田町中霧島2986番地 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、押方土地改良区（高千穂町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成23年12月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	興 梶 幸 熙	高千穂町大字押方 901番地

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成23年12月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 処分をした年月日

平成23年11月28日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号

有限会社アート木之下

宮崎県都城市安久町6112- 8

宮崎県知事許可（般-22）第9583号

3 処分を受けた者の代表者の氏名

木之下 一美

4 処分の内容

平成23年12月13日から平成23年12月27日までの15日間、建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るものの営業停止を命じる。

注1 「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

注2 民間工事とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

5 処分の原因となった事実

有限会社アート木之下は、平成23年2月に元請けで請け負った民間発注の家屋解体工事を一括して下請業者に請け負わせた。

このことは、建設業法第22条第 1 項に違反し、同法第28条第 1

項第 4 号に該当するものである。

正 誤

平成23年 9 月26日付け県公報 (第2323号) 中

ページ	段	行	誤	正
2	左	9	字光音字	字光音寺

--	--